



## 資料

## 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画策定経過

### 《吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会》

会議	開催日	要旨
第1回	令和2年（2020年）8月18日	○第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて（諮問、現行計画の実績評価など）
第2回	令和2年（2020年）11月11日	○第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて（素案の審議）
第3回	令和2年（2020年）12月16日	○第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の策定について（答申）

### 《吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会作業部会》

会議	開催日	要旨
第1回	令和2年（2020年）7月22日	○現行計画の実績評価及び障がい者を対象としたアンケートに係る意見交換
第2回	令和2年（2020年）10月21日	○第6期吹田市障がい福祉計画文案に係る意見交換

### 《新たな障がい福祉計画の策定に向けたアンケート》

18歳以上の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方及び本市難病患者等給付金支給対象者2,000人を対象として令和2年（2020年）6～7月に実施。有効回答1,035人（51.8%）

### 《新たな障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート》

通所受給者証を持つ18歳未満の市民300人を対象として令和2年（2020年）6～7月に実施。有効回答169人（56.3%）

### 《障がい者（児）当事者等からの意見聴取》

市内の障がい者（児）当事者団体及び事業者を対象として令和2年（2020年）9～10月に書面により実施。（意見があった当事者団体：15団体、意見があった事業者：27事業所）

## 《第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画（案）に係る意見提出手続（パブリックコメント）》

意見提出期間：令和2年（2020年）12月18日から令和3年（2021年）1月20日まで

意見提出件数：285件（132通）

## 《吹田市障がい者福祉事業推進本部》

会議	開催日	要旨
第1回幹事会	令和2年（2020年） 11月16日から 11月24日まで ※書面により開催	○第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の文案について（検討）
第1回本部会	令和2年（2020年） 11月26日	○第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画（案）について（検討）
第2回本部会	令和3年（2021年） 2月3日から 2月17日まで ※書面により開催	○第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画（案）について（決定）

## 《吹田市社会福祉審議会》

会議	開催日	要旨
第1回	令和2年（2020年） 11月9日から 令和3年（2021年） 2月10日まで ※書面により開催	○第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の策定について（策定の進捗報告）
第2回	令和3年（2021年） 2月15日	○第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画（案）について（報告）

## 資料

### 吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会 構成員名簿

令和3年(2021年)3月1日現在

	氏名	所属(推薦団体)	備考
1	大山 七重	大阪弁護士会	学識経験のある者
2	相馬 孝	吹田市医師会	学識経験のある者
3	綾部 貴子	梅花女子大学	学識経験のある者
4	川田 和子	大和大学	学識経験のある者
5	棄田 智代	吹田市社会福祉協議会	学識経験のある者
6	西岡 弘子	吹田市民生・児童委員協議会	学識経験のある者
7	室山 都子	吹田商工会議所	学識経験のある者
8	藤嶋 耕治	大阪府立箕面支援学校	学識経験のある者
9	内藤 祐輔	すいた障がい者就業・生活支援センター	社会福祉事業に従事する者
10	水谷 充規	吹田市障害福祉サービス日中活動事業所連絡会	社会福祉事業に従事する者
11	西村 具通	吹田市グループホーム連絡会	社会福祉事業に従事する者
12	富士野 香織	吹田市介護保険事業者連絡会	社会福祉事業に従事する者
13	阪本 裕貴	吹田市障がい児者計画相談支援事業者等連絡会	社会福祉事業に従事する者
14	大谷 尚子	委託相談支援事業所	社会福祉事業に従事する者
15	近藤 由佳里		公募市民
16	小暮 理佳		公募市民
17	大江 卓司		公募市民
18	永里 よしみ		公募市民
19	高木 浩平		公募市民
20	阪井 幸恵		公募市民
21	山口 剛		公募市民
22	米田 榮作		公募市民

(敬称略)

## 吹田市社会福祉審議会規則

令和2年3月31日規則第29号

### (趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び吹田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（令和元年吹田市条例第30号）に定めるもののほか、吹田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

### (審議会の組織)

第3条 審議会は、委員19人以内及び臨時委員若干人で組織する。

2 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の任期は、3年とする。ただし、7月1日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後2年を経過した日以後における最初の6月30日までとする。

3 委員等は、再任されることができる。

4 補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

### (審議会の副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置き、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (全体会)

第5条 全体会は審議会の委員長及び副委員長並びに専門分科会の会長及び副会長並びに委員長が指名する委員で組織する。

2 全体会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 全体会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 全体会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門分科会)

第6条 審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 地域福祉計画推進専門分科会 地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及びその推進並びに地域包括ケアシステムの構築に関する事項
- (3) 障がい者施策推進専門分科会 障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進に関する事項

## (専門分科会の組織)

第7条 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める委員等で組織する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 委員長が指名する委員等 5人以内
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 委員長が指名する委員等 20人以内
- (3) 児童福祉専門分科会 市長が指名する委員等 5人以内
- (4) 地域福祉計画推進専門分科会 市長が指名する委員等 10人以内
- (5) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 市長が指名する委員等 17人以内

- (6) 障がい者施策推進専門分科会 市長が指名する委員等 14人以内

## (専門分科会の会長及び副会長)

第8条 専門分科会に会長及び副会長を置き、当該専門分科会に属する委員等の互選（身体障害者福祉専門分科会にあっては、委員長の指名）により定める。

2 会長は、当該専門分科会の会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (専門分科会の会議)

第9条 専門分科会の会議の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

2 第6条各号に掲げる専門分科会は、調査審議の際に、市民のうちから市長が公募により選定した者の意見を聞くものとする。

3 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項に関して諮詢を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

## (審査部会)

第10条 身体障害者福祉専門分科会の審査部会は育成医療及び更生医療を担当する医療機関並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議するものとする。

2 前項に規定する事項を調査審議する委員等は、身体障害者福祉専門分科会に属する委員等のうちから、委員長が指名する。

3 審査部会に属する委員等は、それぞれ独立して政令第3条第1項に規定する調査審議及び第1項に規定する事項の調査審議を行う。

4 委員等が調査審議した事項に関し決した内容は、これをもって審査部会の決議とする。

5 審査部会において第1項に規定する事項に関して諮詢を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

## (部会)

第11条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員等は、身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあっては委員長が、他の部会にあっては当該部会を置く専門分科会の会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における審議の状況及び結果を専門分科会に報告する。
- 5 部会の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。  
 (意見の聴取等)
- 第12条 全体会、専門分科会、審査部会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。  
 (委員等の守秘義務)
- 第13条 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の会議は公開しない。
- 2 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。  
 (庶務)
- 第14条 審議会の庶務は、次項に定めるものを除き、福祉部福祉総務室において処理する。
- 2 専門分科会、審査部会又は部会の庶務は、専門分科会、審査部会又は部会を所管する室又は課において処理する。  
 (委任)
- 第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
 (吹田市福祉審議会規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
- (1) 吹田市福祉審議会規則（平成4年吹田市規則第13号）
  - (2) 吹田市地域福祉計画推進委員会規則（平成25年吹田市規則第43号）
  - (3) 吹田市障がい者施策推進委員会規則（平成25年吹田市規則第45号）
  - (4) 吹田市児童福祉審議会規則（平成27年吹田市規則第44号）
  - (5) 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則（平成29年吹田市規則第4号）  
 (諮問に関する経過措置)
- 3 令和2年3月31日以前に吹田市地域福祉計画推進委員会にされた諮問で同日までに当該諮問に対する答申がされていないものは、地域福祉計画推進専門分科会にされた諮問とみなし、当該諮問について吹田市地域福祉計画推進委員会がした調査審議の手続は、地域福祉計画推進専門分科会がした調査審議の手続とみなす。

## 資料

### (委員等に関する経過措置)

- 4 令和2年4月1日（以下「施行日」という。）以後初めて委嘱する委員等の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。
- 5 施行日から令和4年6月30日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「市長が公募により選定した者」とあるのは、「市長が選定した者」とする。

第1章 第6期吹田市障がい児福祉計画の概要  
第2期吹田市障がい児福祉計画及び

第2章

吹田市における  
障がい者の状況

第3章

第6期吹田市  
障がい児福祉計画

第4章

第2期吹田市  
障がい児福祉計画

第5章

計画に基づく  
施策の推進に向けて

資料

## 用語の解説

用語	解説	該当ページ
あ行		
ICT	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。 福祉分野において、コンピュータやインターネット等の活用により、生産性向上や業務改善、より適切なサービスの提供等の効果が期待されている。	P68、P76
大阪府福祉のまちづくり条例	高齢者、障がい者、妊婦、けが人等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上、一体的・総合的なバリアフリー化の推進を図るため、建築物や公共交通機関、道路等の新設等の場合の整備基準等が定められている。	P75
か行		
基幹相談支援センター	地域の相談支援体制の拠点となり、対応困難事例への対応や権利擁護等の支援を行うとともに、地域課題に対し地域の支援ネットワークを構築し解決に向けた取組を進める機能を持つ。本市では障がい福祉室に設置している。	P34、P46-48 P50、P64 P80-81 P91-92
強度行動障がい	自分や他人の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、飛び出しなどの危険行為等の行動が著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要な状態をいう。	P36、P54 P80
居住支援協議会	住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の規定により、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者等住宅の確保に特に配慮を要する者が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進するため組織され、大阪府では「Osakaあんしん住まい推進協議会」が設置されている。	P47
計画相談支援事業者	障がい福祉サービス利用者に、サービス等利用計画書を作成するサービスを提供するところ。	P46
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な障がい者等の意思やニーズの表明を支援し代弁し、権利を守ること。	P2、P9 P64-65
高次脳機能障がい	けがや病気により脳に損傷を受けたことが原因で生じる認知面の障がいで、感情のコントロールや相手の気持ちを理解することが難しくなる症状がある。	P33、P36 P80

## 資料

用語	解説	該当ページ
合理的配慮	障がい者から意思が伝えられた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応を行うこと。	P75、P81
さ行		
障がい者活躍推進計画	公務部門において、障がい者一人ひとりが能力を有効に發揮できる場の拡大の取組を進め、自律的なP D C Aサイクルが確立できるよう、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により策定する計画。	P44
障害者権利条約	障がい者の人権や基本的自由を守るための国際的な約束で、日本では平成26年（2014年）に批准、発効した。	P5、P8
障がい者相談支援センター	日常生活の困り事が起こった時、身近な所で気軽に何でも相談でき、制度やサービス等とつなげる機能を持つ。吹田市内6か所に設置している。	P27、P40、P46-47、P64 P80-81、P91
障がい者優先調達	障がい者の経済的な基盤を確立するため、障がい者就労施設等から、物品及び役務を優先的に調達することをいう。	P44、P80
自立支援協議会	障害者総合支援法の規定により、地域における障がい者等への支援体制について、情報共有し地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として設置するもの。障がい者等や福祉、医療、教育又は雇用等関係機関が協議し相互連携を図る。	P47、P100
吹田市合理的配慮庁内推進会議	合理的配慮の推進のため庁内ネットワークを構築し、関係部局間が連携し効率的かつ円滑に取組を行うための会議	P75
吹田市障害者差別解消支援地域協議会	障がい者差別に関する相談や差別解消の取組等の情報共有及び啓発活動等の取組を行う、障がい者等、教育や保健医療、事業者等の地域の関係機関により構成される会議	P75
吹田市障がい者福祉事業推進本部	障がい福祉事業の庁内での連絡調整を図り、当該事業を総合的かつ効果的に実施するために設置するもの。本部長が市長、副本部長が副市長及び教育長、構成員は関係所管の部長級職員。	P12、P105
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいう。	P32、P37 P72、P80

用語	解説	該当ページ
た行		
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、居住支援のための機能（相談、一人暮らし等の体験の機会、緊急時の受入れや対応、専門的人材の確保等、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。 吹田市では、多機能拠点施設「くらしの支援センターみんなのき」と、市内の各サービス事業所と連携した支援体制（面的整備）を構築する。	P32、P40 P58、P80
な行		
日中サービス支援型共同生活援助	重症化・高齢のため日中活動系サービス等を利用できない障がい者を対象とするグループホームをいう。	P36、P59
は行		
発達障がい	脳の一部に障がいがあり、理解や行動、対人関係やコミュニケーションの難しさ等の特徴を持つ場合をいう。	P3、P33、P47-48、P80、P90-91
パブリックコメント	市の行政機関が、重要な政策等を定めようとする場合に、あらかじめ政策等の案を公表して、その案について広く市民から意見等を求める手続。	P12、P105
バリアフリー	もとは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味の住宅建築用語。段差等の物理的障壁の除去のほか、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。	P28-29、P75 P81
バリアフリー吹田市民会議	障がい者や高齢者を含むすべての市民が安全かつ円滑に移動及び施設の利用が行えるよう、吹田市が行う公共施設の整備に際し意見聴取する場。	P75
バリアフリー法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の略称。	P75
ピアサポート	同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復をめざす取組。	P47、P91
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム	発達障がいのある児童の家族への支援として、保護者が子供の発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることができるよう実施する支援プログラム。	P47-48、P91
ペアレントメンタ―	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。	P47、P91

## 資料

用語	解説	該当ページ
や行		
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。	P8、P75 P81

第1章 第6期吹田市障がい福祉計画の概要

第2章 吹田市における障がい者の状況

第3章 第6期吹田市障がい福祉計画

第4章 第2期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料